



宮 崎 県 公 報

平成29年10月5日(木曜日)号外 第49号

発 行 宮 崎 県
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
 K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
 購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

条 例

○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条 例…………… (財政課) 2	改正する条例…………… (税務課) 7
○宮崎県税条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 5	○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の 一部を改正する条例…………… (市町村課) 7
○県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を	○土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴 う関係条例の整理に関する条例…………… (農村計画課) 8
	○教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正 する条例…………… (教育庁) 10

本号で公布された条例のあらまし

◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第30号)

1 改正の理由及び主な内容

- (1) 旅行業法及び通訳案内士法の改正に伴い、旅行サービス手配業者登録申請手数料の新設等、所要の改正を行うこととしました。
- (2) 不動産特定共同事業法の改正に伴い、小規模不動産特定共同事業の登録申請手数料及び登録更新申請手数料を新設することとしました。
- (3) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の改正に伴い、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録申請手数料を新設することとしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例 (条例第31号)

1 改正の理由及び主な内容

地方税法において、保育の受け皿整備のための特例措置に係る改正が行われたことに伴い、不動産取得税の課税標準の算定に係る割合を定める等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第32号)

1 改正の理由及び主な内容

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第33号)

1 改正の理由及び主な内容

知事の権限に属する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等に基づく申請、届出等の受理に関する事務について、取扱いを希望する市町村に権限を移譲することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (条例第34号)

1 改正の理由及び主な内容

土地改良法の改正に伴い、関係条例の整理を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

◎ 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例 (条例第35号)

1 改正の理由及び主な内容

西都市における県立高校の新設並びに県立妻高等学校及び県立西都商業高等学校の閉校に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例中第1条の規定は平成30年1月1日から、第2条の規定は平成32年4月1日から施行することとしました。

条 例

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第30号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																								
(手数料)	(手数料)																																								
第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為(次項及び附則第2項において「申請等」という。)により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。	第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為(次項及び附則第2項において「申請等」という。)により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。																																								
(1)～(282) [略]	(1)～(282) [略]																																								
(283) 旅行業法施行令(昭和46年政令第338号)第4条第1項の規定により知事が行う旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定に基づく旅行者の登録又は旅行者代理業者の登録の申請に対する審査 旅行者又は旅行者代理業者登録申請手数料	(283) 旅行業法施行令(昭和46年政令第338号)第5条第1項の規定により知事が行う旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定に基づく旅行者の登録又は旅行者代理業者の登録の申請に対する審査 旅行者又は旅行者代理業者登録申請手数料																																								
(284) 旅行業法施行令第4条第1項の規定により知事が行う旅行業法第6条の3第1項の規定に基づく旅行業の有効期間の更新の登録の申請に対する審査 旅行業更新登録申請手数料	(284) 旅行業法施行令第5条第1項の規定により知事が行う旅行業法第6条の3第1項の規定に基づく旅行業の有効期間の更新の登録の申請に対する審査 旅行業更新登録申請手数料																																								
(285) 旅行業法施行令第4条第1項の規定により知事が行う旅行業法第6条の4第1項の規定に基づく変更登録の申請に対する審査 旅行業変更登録申請手数料	(285) 旅行業法施行令第5条第1項の規定により知事が行う旅行業法第6条の4第1項の規定に基づく変更登録の申請に対する審査 旅行業変更登録申請手数料																																								
(286) 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第20条第1項の規定に基づく通訳案内士の登録の申請に対する審査 通訳案内士登録申請手数料	(286) 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第18条の規定に基づく通訳案内士の登録の申請に対する審査 通訳案内士登録申請手数料																																								
(287)～(453) [略]	(287)～(453) [略]																																								
2～5 [略]	2～5 [略]																																								
別表第2(第3条関係)	別表第2(第3条関係)																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料</th> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>285</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料	区 分	単 位	金 額	備 考	[略]					285	[略]				<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料</th> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>285</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>285の2</u></td> <td></td> <td>1件につき</td> <td><u>15,000円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>旅行</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料	区 分	単 位	金 額	備 考	[略]					285	[略]				<u>285の2</u>		1件につき	<u>15,000円</u>		<u>旅行</u>				
手数料	区 分	単 位	金 額	備 考																																					
[略]																																									
285	[略]																																								
手数料	区 分	単 位	金 額	備 考																																					
[略]																																									
285	[略]																																								
<u>285の2</u>		1件につき	<u>15,000円</u>																																						
<u>旅行</u>																																									

[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">サービ ス手配 業者登 録申請 手数料</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	サービ ス手配 業者登 録申請 手数料					[略]				
サービ ス手配 業者登 録申請 手数料											
[略]											

第2条 使用料及び手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																								
<p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為(次項及び附則第2項において「申請等」という。)により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(285) [略]</p> <p>(285)の2 <u>通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律(平成29年法律第50号)附則第4条の規定に基づく旅行サービス手配業者の登録の申請に対する審査(知事が行うこととされるものに限る。)</u> <u>旅行サービス手配業者登録申請手数料</u></p> <p>(286) <u>通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第18条の規定に基づく通訳案内士の登録の申請に対する審査</u> <u>通訳案内士登録申請手数料</u></p> <p>(287) <u>通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく通訳案内士登録証の訂正</u> <u>通訳案内士登録証訂正手数料</u></p> <p>(288) <u>通訳案内士法第24条の規定に基づく通訳案内士登録証の再交付</u> <u>通訳案内士登録証再交付手数料</u></p> <p>(289)～(442) [略]</p> <p>(443)～(452)の14 [略]</p> <p>(452)の15 [略]</p> <p>(453) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>別表第2(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>手数料</th> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>286 通 訳案内 士登録 申請手 数料</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>287 通 訳案内 士登録</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料	区 分	単 位	金 額	備 考	[略]					286 通 訳案内 士登録 申請手 数料	[略]				287 通 訳案内 士登録	[略]				<p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為(次項及び附則第2項において「申請等」という。)により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(285) [略]</p> <p>(285)の2 <u>旅行業法施行令第5条第2項の規定により知事が行う旅行業法第23条の規定に基づく旅行サービス手配業者の登録の申請に対する審査</u> <u>旅行サービス手配業者登録申請手数料</u></p> <p>(286) <u>通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第18条の規定に基づく全国通訳案内士の登録の申請に対する審査</u> <u>全国通訳案内士登録申請手数料</u></p> <p>(287) <u>通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく全国通訳案内士登録証の訂正</u> <u>全国通訳案内士登録証訂正手数料</u></p> <p>(288) <u>通訳案内士法第24条の規定に基づく全国通訳案内士登録証の再交付</u> <u>全国通訳案内士登録証再交付手数料</u></p> <p>(289)～(442) [略]</p> <p>(442)の2 <u>不動産特定共同事業法第41条第1項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査</u> <u>小規模不動産特定共同事業の登録申請手数料</u></p> <p>(442)の3 <u>不動産特定共同事業法第41条第3項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請に対する審査</u> <u>小規模不動産特定共同事業の登録更新申請手数料</u></p> <p>(443)～(452)の14 [略]</p> <p>(452)の15 <u>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第8条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の申請に対する審査</u> <u>住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録申請手数料</u></p> <p>(452)の16 [略]</p> <p>(453) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>別表第2(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>手数料</th> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>286 全 国通訳 案内士 登録申 請手 数料</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>287 全 国通訳 案内士</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料	区 分	単 位	金 額	備 考	[略]					286 全 国通訳 案内士 登録申 請手 数料	[略]				287 全 国通訳 案内士	[略]			
手数料	区 分	単 位	金 額	備 考																																					
[略]																																									
286 通 訳案内 士登録 申請手 数料	[略]																																								
287 通 訳案内 士登録	[略]																																								
手数料	区 分	単 位	金 額	備 考																																					
[略]																																									
286 全 国通訳 案内士 登録申 請手 数料	[略]																																								
287 全 国通訳 案内士	[略]																																								

証訂正 手数料		登録証 訂正手 数料	
288 通 訳案内 士登録 証再交 付手数 料	[略]	288 全 国通訳 案内士 登録証 再交付 手数料	[略]
[略]		[略]	
442 [略]		442 [略]	
		442の2 —小規 模不動 産特定 共同事 業の登 録申請 手数料	1件に つき 60,000円
		442の3 —小規 模不動 産特定 共同事 業の登 録更新 申請手 数料	1件に つき 60,000円
[略]		[略]	
452の14 [略]		452の14 [略]	
		452の15 —住宅 確保要 配慮者 円滑入 居賃貸 住宅事 業の登 録申請 手数料	住宅確保要配慮者円滑 入居賃貸住宅の戸数が次 の(1)から(8)までに掲 げる場合 (1) 1戸 1件につき 8,000円 (2) 2戸以上4戸以下 同 9,000円 (3) 5戸以上9戸以下 同 10,000円 (4) 10戸以上29戸以下 同 12,000円 (5) 30戸以上39戸以下 同 13,000円 (6) 40戸以上49戸以下 同 14,000円 (7) 50戸以上99戸以下 同 16,000円 (8) 100戸以上 同 20,000円
452の15 [略]		452の16 [略]	
[略]		[略]	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中使用料及び手数料徴収条例第3条第1項第452号の15を同項第452号の16とし、同項第452号の14の次に1号を加える改正規定及び同条例別表第2の452の15の項を同表の452の16の項とし、同表の452の14の項の次に452の15の項を加える改正規定 公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日
- (2) 第2条中使用料及び手数料徴収条例第3条第1項第442号の次に2号を加える改正規定並びに同条例別表第2の442の項の次に442の2の項及び442の3の項を加える改正規定 平成29年12月1日
- (3) 第2条の規定（前2号に掲げる改正規定を除く。） 平成30年1月4日

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第31号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章 [略]	第1章 [略]
第2章 普通税	第2章 普通税
第1節・第2節 [略]	第1節・第2節 [略]
第3節 不動産取得税（ <u>第36条</u> —第42条の2）	第3節 不動産取得税（ <u>第35条</u> の2—第42条の2）
第4節～第10節 [略]	第4節～第10節 [略]
第3章・第4章 [略]	第3章・第4章 [略]
附則	附則
（個人の事業税に係る不申告等に関する過料）	（個人の事業税に係る不申告等に関する過料）
第35条 [略]	第35条 [略]
第3節 不動産取得税	第3節 不動産取得税
	<u>（保育事業に係る課税標準の特例）</u>
	<u>第35条の2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の3分の2に相当する額を価格から控除するものとする。</u>
	<u>2 児童福祉法第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の3分の2に相当する額を価格から控除するものとする。</u>
	<u>3 児童福祉法第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が5人以下であるものに限る。）の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の3分の2に相当する額を価格から控除するものとする。</u>
	（不動産の取得に係る申告又は報告の義務）
第38条 [略]	第38条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 法第73条の14第6項から第14項までの規定に該当する者は、第1項の規定によって提出すべき申告書に、当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税の課税標準から <u>同条各項の規定によって、それぞれ定められた相当額を控除すべきであることを証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添えなければならない。</u>	3 法第73条の14第6項から第14項までの規定に該当する者は、第1項の規定により提出すべき申告書に、当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税の課税標準から <u>同条第6項から第10項まで及び第14項並びに第35条の2各項の規定により、それぞれ定められた相当額を控除すべきであることを証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添えなければならない。</u>
4 [略]	4 [略]
（自動車取得税の証紙徴収の手続）	（自動車取得税の納付の方法）
第54条 自動車取得税の納税義務者は、自動車取得税の申告書又は修正申告書を知事に提出する際、当該申告書又は修正申告書に知事が指定する証紙代金収納計器により当該自動車取得税額（当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。）に相当する金額の表示	第54条 自動車取得税の納税義務者は、自動車取得税の申告書又は修正申告書を知事に提出する際、当該申告書又は修正申告書に知事が指定する証紙代金収納計器により当該自動車取得税額（当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。以下この条において同じ

を受けることによって自動車取得税を払い込まなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認めた場合は、当該自動車取得税額に相当する現金を納付することによって、自動車取得税を払い込むことができる。

2 前項の証紙代金収納計器の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

(自動車税の非課税の範囲)

第60条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第3号及び第4号の自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1) 商品であって使用しない自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条に規定する登録を受けているものを除く。)

(2)～(4) [略]

2・3 [略]

(自動車税の徴収の方法)

第62条の2 [略]

2 [略]

3 自動車税の納税義務者は、前項の規定による証紙徴収の方法に係る自動車税については、次条第1項の申告書を知事に提出する際、当該申告書に知事が指定する証紙代金収納計器により当該自動車税額に相当する金額の表示を受けることによって、自動車税を払い込まなければならない。

4 次条第1項の申告書の提出がなかったことにより、第2項の規定によって自動車税を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合においては、当該自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

5 [略]

。)に相当する金額の表示を受けることによって自動車取得税を払い込まなければならない。

2 自動車取得税の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、当該自動車取得税額に相当する現金を納付することによって、自動車取得税を払い込むことができる。

(1) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。以下「行政手続情報通信法」という。)

第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第7条又は第13条の規定による登録の申請を行い、併せて宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年宮崎県条例第47号。以下「行政手続情報通信条例」という。)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第122条第1項の申告書の提出を行う場合

(2) その他知事がやむを得ないと認めた場合

3 第1項の証紙代金収納計器の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

(自動車税の非課税の範囲)

第60条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第3号及び第4号の自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1) 商品であって使用しない自動車(道路運送車両法第4条に規定する登録を受けているものを除く。)

(2)～(4) [略]

2・3 [略]

(自動車税の徴収の方法)

第62条の2 [略]

2 [略]

3 自動車税の納税義務者は、前項の規定による証紙徴収の方法に係る自動車税については、法第152条第1項の申告書を知事に提出する際、当該申告書に知事が指定する証紙代金収納計器により当該自動車税額に相当する金額の表示を受けることによって、自動車税を払い込まなければならない。この場合において、知事がやむを得ないと認めたときは、当該自動車税額に相当する現金を納付することによって、自動車税を払い込むことができる。

4 法第152条第1項の申告書の提出がなかったことにより、第2項の規定により自動車税を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合においては、当該自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

5 [略]

(自動車税の徴収の方法の特例)

第62条の3 知事は、納税者が行政手続情報通信法第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行い、併せて行政手続情報通信条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第152条第1項の申告書の提出を行う場合には、前条第2項及び第3項の規定によるほか、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を知事から得た納付情報により納付する方法により徴収することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の宮崎県条例第35条の2及び第38条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第32号

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例（昭和39年宮崎県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、次の各号に掲げる区域、地区又は地域において、それぞれ当該各号に定める者に対して課する県税の課税免除又は不均一課税を行うことにより、当該区域、地区又は地域における工業開発の促進及び産業の振興に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、次の各号に掲げる区域、地区又は地域において、それぞれ当該各号に定める者に対して課する県税の課税免除又は不均一課税を行うことにより、当該区域、地区又は地域における工業開発の促進及び産業の振興に寄与することを目的とする。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
(3) <u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）第9条第1項に規定する同意集積区域（以下「同意集積区域」という。）内において企業立地促進法第15条第2項に規定する承認企業立地計画（以下「承認企業立地計画」という。）に従って企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「総務省令第94号」という。）第3条に規定する対象施設を設置した者（企業立地促進法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種（以下「指定集積業種」という。）であって、総務省令第94号第4条に規定するものに属する事業を行う者（以下「指定集積事業者」という。）に限る。）</u>	(3) <u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第2条に規定する旧同意基本計画において定められた集積区域（以下「同意集積区域」という。）内において同法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）第14条第3項の規定による承認（企業立地促進法第15条第1項の規定による変更の承認を含む。）を受けた企業立地計画（以下「承認企業立地計画」という。）に従って企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（平成29年総務省令第55号）による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「総務省令第94号」という。）第3条に規定する対象施設を設置した者（企業立地促進法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種（以下「指定集積業種」という。）であって、総務省令第94号第4条に規定するものに属する事業を行う者（以下「指定集積事業者」という。）に限る。）</u>
(4)・(5) [略]	(4)・(5) [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第33号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事	市 町 村	事	市 町 村
[略]		[略]	
22の3 [略]		22の3 [略]	
		22の4 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行のための規則で別に規則で定めるものの規定による申請、届出等の受理に関する事務</u>	各市町村（ <u>都城市、延岡市及び日向市を除く。</u> ）
[略]		[略]	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成29年10月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第34号

土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（県営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部改正）

第1条 県営土地改良事業特別徴収金徴収条例（昭和48年宮崎県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（特別徴収金の徴収）	（特別徴収金の徴収）
第2条 県は、県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例（昭和31年宮崎県条例第18号）第2条各号に掲げる県営土地改良事業のうち規則で定めるものの施行に係る地域内にある土地につき <u>法第3条に規定する資格を有する者が、当該県営土地改良事業の工事の完了につき法第113条の2第3項の規定による公告があった日（その日前に、知事が、当該土地を含む一定の地域について当該事業について当該事業によって受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）</u> 以後8年を経過する日までの間に、当該土地を当該県営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途（規則で定める用途を除く。以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際にすでに当該土地が災害等により当該県営土地改良事業による利益を受けていないものとなっている場合その他規則で定める場合を除き、 <u>その者から、特別徴収金を徴収する。</u>	第2条 県は、県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例（昭和31年宮崎県条例第18号）第2条各号に掲げる県営土地改良事業のうち規則で定めるものの施行に係る地域内にある土地につき、 <u>法第3条に規定する資格を有する者が当該県営土地改良事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（同日前に、知事が当該土地を含む一定の地域に係る当該県営土地改良事業について当該県営土地改良事業によって受ける利益の全てが発生したと認めた旨を公告したときは、当該公告があった日）</u> 以後8年を経過する日までの間に、当該土地を当該県営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途（規則で定める用途を除く。以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該県営土地改良事業による利益を受けていないものとなっている場合その他規則で定める場合を除き、 <u>当該者から、特別徴収金を徴収する。</u>
2 [略]	2 [略]

（国営大淀川右岸土地改良事業負担金徴収条例の一部改正）

第2条 国営大淀川右岸土地改良事業負担金徴収条例（昭和57年宮崎県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（負担金の徴収方法）	（負担金の徴収方法）
第4条 [略]	第4条 [略]

2 第2条第1項の規定により徴収する負担金に係る前項の元利均等年賦支払の期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、国営土地改良事業が完了した年度（国営土地改良事業によって生じた施設で国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第88条第1項の規定により災害復旧を併せて行ったときは、国営土地改良事業及び当該災害復旧のすべてが完了した年度。以下同じ。）の翌年度から起算して17年（据置期間は、2年）とし、利率は、年5パーセント（土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成元年政令第216号。以下「平成元年政令」という。）による改正前の土地改良法施行令（以下「改正前政令」という。）第52条第5項に規定する指定日後特定事業費額に係る負担金の部分にあっては、改正前政令第50条の3第5項に規定する特定工事（以下「特定工事」という。）に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率）とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の期間は、当該各号に定める年度から起算するものとする。

(1)～(4) [略]

3 [略]

2 第2条第1項の規定により徴収する負担金に係る前項の元利均等年賦支払の期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、国営土地改良事業が完了した年度（国営土地改良事業によって生じた施設で国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第87条の5第1項の規定により災害又は突発事故被害の復旧を併せて行ったときは、国営土地改良事業及び当該復旧の全てが完了した年度。以下同じ。）の翌年度から起算して17年（据置期間は、2年）とし、利率は、年5パーセント（土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成元年政令第216号。以下「平成元年政令」という。）による改正前の土地改良法施行令（以下「改正前政令」という。）第52条第5項に規定する指定日後特定事業費額に係る負担金の部分にあっては、改正前政令第50条の3第5項に規定する特定工事（以下「特定工事」という。）に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率）とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の期間は、当該各号に定める年度から起算するものとする。

(1)～(4) [略]

3 [略]

（国営一ツ瀬川土地改良事業負担金徴収条例の一部改正）

第3条 国営一ツ瀬川土地改良事業負担金徴収条例（昭和60年宮崎県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（負担金の徴収方法）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の元利均等年賦支払の期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、国営土地改良事業が完了した年度（国営土地改良事業によって生じた施設で国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき、国が法第88条第1項の規定により災害復旧を併せて行ったときは、国営土地改良事業及び当該災害復旧のすべてが完了した年度）の翌年度から起算して17年（据置期間は、2年）とし、利率は、年6.5パーセント（法第88条第1項の規定による災害復旧にあっては、年7.2パーセント）とする。ただし、国営土地改良事業が完了する以前において、国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によって受けるべき利益のすべてが発生し、かつ、当該土地の受益者から当該土地に係る受益者負担金を徴収することが適当であると知事が認める場合には、当該受益者負担金に係る元利均等年賦支払の期間は、その利益のすべてが発生した年度以後において知事の指定する年度から起算するものとする。</p>	<p>（負担金の徴収方法）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の元利均等年賦支払の期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、国営土地改良事業が完了した年度（国営土地改良事業によって生じた施設で国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき、国が法第87条の5第1項の規定により災害又は突発事故被害の復旧を併せて行ったときは、国営土地改良事業及び当該復旧の全てが完了した年度）の翌年度から起算して17年（据置期間は、2年）とし、利率は、年6.5パーセント（法第87条の5第1項の規定による災害又は突発事故被害の復旧にあっては、年7.2パーセント）とする。ただし、国営土地改良事業が完了する以前において、国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該土地の受益者から当該土地に係る受益者負担金を徴収することが適当であると知事が認める場合には、当該受益者負担金に係る元利均等年賦支払の期間は、その利益の全てが発生した年度以後において知事の指定する年度から起算するものとする。</p>

（国営西諸土地改良事業負担金徴収条例の一部改正）

第4条 国営西諸土地改良事業負担金徴収条例（平成9年宮崎県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（負担金の徴収方法）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 第2条第1項の規定により徴収する負担金に係る前項の元利均等年賦支払の期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、国営土地改良事業が完了した年度（国営土地改良事業によって生じた施設で国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第88条第1項の規定により災害復旧を併せて行ったときは、国営土地改良事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度。以下同じ。）の翌年度から起算して17年（</p>	<p>（負担金の徴収方法）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 第2条第1項の規定により徴収する負担金に係る前項の元利均等年賦支払の期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、国営土地改良事業が完了した年度（国営土地改良事業によって生じた施設で国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第87条の5第1項の規定により災害又は突発事故被害の復旧を併せて行ったときは、国営土地改良事業及び当該復旧の全てが完了した年度。以下同じ。）の翌年度</p>

据置期間は、2年）とし、利率は、国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率を超えない範囲内において知事が定める率とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の期間は、当該各号に定める年度から起算するものとする。

(1)～(4) [略]

3 [略]

から起算して17年（据置期間は、2年）とし、利率は、国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率を超えない範囲内において知事が定める率とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の期間は、当該各号に定める年度から起算するものとする。

(1)～(4) [略]

3 [略]

(国営大淀川右岸施設機能保全事業負担金徴収条例の一部改正)

第5条 国営大淀川右岸施設機能保全事業負担金徴収条例（平成27年宮崎県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（負担金の徴収方法）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 第2条第1項の規定により徴収する負担金に係る前項の元利均等年賦支払の期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、国営土地改良事業が完了した年度（国営土地改良事業によって生じた施設で国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第88条第1項の規定により災害復旧を併せて行ったときは、国営土地改良事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度。以下同じ。）の翌年度から起算して17年（据置期間は、2年）とし、利率は、国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率を超えない範囲内において知事が定める率とする。ただし、国営土地改良事業が完了する以前において、国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき国営土地改良事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該土地につき受益者から当該土地に係る負担金を徴収することが適当であると知事が認める場合は、その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で知事の指定する年度から起算するものとする。</p> <p>3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（負担金の徴収方法）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 第2条第1項の規定により徴収する負担金に係る前項の元利均等年賦支払の期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、国営土地改良事業が完了した年度（国営土地改良事業によって生じた施設で国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第87条の5第1項の規定により災害又は突発事故被害の復旧を併せて行ったときは、国営土地改良事業及び当該復旧の全てが完了した年度。以下同じ。）の翌年度から起算して17年（据置期間は、2年）とし、利率は、国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率を超えない範囲内において知事が定める率とする。ただし、国営土地改良事業が完了する以前において、国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき国営土地改良事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該土地につき受益者から当該土地に係る負担金を徴収することが適当であると知事が認める場合は、その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で知事の指定する年度から起算するものとする。</p> <p>3 [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月5日

宮崎県知事 河野俊副

宮崎県条例第35号

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																														
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分 及 び 名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立日南振徳高等学校</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分 及 び 名 称	位 置	学校		[略]		高等学校		[略]		県立日南振徳高等学校	[略]	[略]		<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分 及 び 名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立日南振徳高等学校</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>新県立妻高等学校</u></td> <td><u>西都市大字右松2330番地</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分 及 び 名 称	位 置	学校		[略]		高等学校		[略]		県立日南振徳高等学校	[略]	<u>新県立妻高等学校</u>	<u>西都市大字右松2330番地</u>	[略]	
区 分 及 び 名 称	位 置																														
学校																															
[略]																															
高等学校																															
[略]																															
県立日南振徳高等学校	[略]																														
[略]																															
区 分 及 び 名 称	位 置																														
学校																															
[略]																															
高等学校																															
[略]																															
県立日南振徳高等学校	[略]																														
<u>新県立妻高等学校</u>	<u>西都市大字右松2330番地</u>																														
[略]																															

第2条 教育関係の公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後

別表第 1 (第 2 条関係)

区 分 及 び 名 称	位 置
学校	
[略]	
高等学校	
[略]	
県立高鍋高等学校	[略]
県立妻高等学校	西都市大字右松2330番地
[略]	
県立都城西高等学校	[略]
県立西都商業高等学校	西都市大字調殿 880番地
[略]	
新県立妻高等学校	[略]
[略]	

別表第 1 (第 2 条関係)

区 分 及 び 名 称	位 置
学校	
[略]	
高等学校	
[略]	
県立高鍋高等学校	[略]
[略]	
県立都城西高等学校	[略]
[略]	
県立妻高等学校	[略]
[略]	

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成30年 1 月 1 日から、第 2 条の規定は平成32年 4 月 1 日から施行する。

